

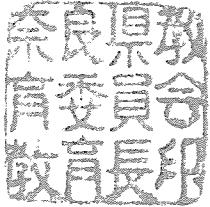


教体第387号  
教学第1131号  
教職第521号  
平成28年12月21日

市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長

部活動における休養日の徹底について（通知）



平素より本県教育の充実推進に格別の御配慮をいただいていることにお礼申し上げます。

さて、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や责任感、連帯感の涵養等に資するものですが、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、成長期にある生徒のスポーツ障害等を誘発するだけでなく心身の健康面にも多大な悪影響を及ぼします。また、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の長時間勤務の改善も大きな課題となっています。

一方、文部科学省から、平成28年6月17日付け「学校現場における業務の適正化に向けて」の中で、「部活動の負担を大胆に軽減すること」や「中学校の休養日（週2日）の設定状況を把握し改善を徹底すること」が通知されました。県教育委員会では、従前より中学校の部活動においては週2日以上、高等学校の部活動においては週1日以上の休養日を設定するよう周知してきましたが、本年度、公立中・高等学校を対象として「運動部活動に関する調査」を実施したところ、運動部活動において休養日を設定していると回答した中学校は40%、高等学校は44%であり、十分にその主旨が徹底されていないことが判明しました。また、「教員勤務実態調査」によると、中学校において、「勤務時間外で多い業務」と回答のあったもののうち、最も割合の高いのは「部活動・クラブ指導」であり、「最も負担を感じている業務」も同じく「部活動・クラブ指導」でした。

については、下記のとおり部活動における休養日の設定についての考え方を示しますので、貴管内の中学校及び高等学校において徹底されるよう周知願います。

なお、今後、休養日の実施状況及び教員の長時間勤務の状況を確認するため、半期に1回報告を求める事を申し添えます。

記

1 部活動の実施に当たり、少なくとも週1日以上（中学校は週2日を目標）の適切な休養日を必ず設定。

なお、平日にはワーク・ライフ・バランスの観点より、定時退勤日を併せて設定するなど、学校全体の取組として、教員が十分に休めるよう配慮。

2 1の休養日の中には、年間を通して12日間以上の土曜日、日曜日又は祝日を含むようにし、終日休養できる形で設定。

※ 平成29年1月より3月末は試行期間、平成29年4月より本格実施。

奈良県教育委員会事務局

保健体育課 学校体育係

電話0742-27-9861 FAX0742-22-3995

学校教育課 義務教育係

電話0742-27-9854 FAX0742-23-4312

学校教育課 高校教育係

電話0742-27-9853 FAX0742-23-4312

教職員課 小中人事係

電話0742-27-9844 FAX0742-24-7256



教体第388号  
教学第1132号  
教職第522号  
平成28年12月21日

県立学校長殿

教育長



### 部活動における休養日の徹底について（通知）

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものですが、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、成長期にある生徒のスポーツ障害等を誘発するだけでなく心身の健康面にも多大な悪影響を及ぼします。また、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の長時間勤務の改善も大きな課題となっています。

県教育委員会では、従前より高等学校の部活動においては、週1日以上の休養日を設定するよう周知してきましたが、本年度、公立中・高等学校等を対象として「運動部活動に関する調査」を実施したところ、運動部活動において休養日を設定していると回答した中学校は40%、高等学校は44%であり、十分にその主旨が徹底されていないことが判明しました。また、「教員勤務実態調査」によると、中学校において、「勤務時間外で多い業務」と回答のあったもののうち、最も割合の高いのは「部活動・クラブ指導」であり、「最も負担を感じている業務」も同じく「部活動・クラブ指導」でした。

については、下記のとおり部活動における休養日の設定についての考え方を示しますので、各学校においては、休養日の設定について徹底願います。

なお、今後、休養日の実施状況及び教員の長時間勤務の状況を確認するため、半期に1回報告を求ることを申し添えます。

#### 記

1 部活動の実施に当たっては、少なくとも週1日以上の適切な休養日を必ず設定すること。

なお、平日にはワーク・ライフ・バランスの観点より、定時退勤日を併せて設定するなど、学校全体の取組として、教員が十分に休めるような配慮をすること。

2 1の休養日の中には、年間を通して12日間以上の土曜日、日曜日又は祝日を含むようにし、終日休養できる形とすること。

※ 平成29年1月より3月末は試行期間、平成29年4月より本格実施。

#### 奈良県教育委員会事務局

保健体育課 学校体育係

電話 0742-27-9861 FAX 0742-22-3995

学校教育課 義務教育係

電話 0742-27-9854 FAX 0742-23-4312

学校教育課 高校教育係

電話 0742-27-9856 FAX 0742-23-4312

教職員課 県立人事係

電話 0742-27-9846 FAX 0742-24-7256